

串間市地域活動支援センター事業及び同センター機能強化事業実施要綱

平成18年串間市告示第48号

(目的)

第1条 この事業は、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することによって、障害者の地域生活を支援することを目的とする。

(事業の実施方法)

第2条 この事業の実施主体は串間市とする。

2 市長は、第4条に規定された要件を満たす法人等に事業の全部又は一部を委託することができる。

(地域活動支援センター)

第3条 地域活動支援センター（以下「センター」という。）は、次の事業（以下「センター事業」という）を行なうものとする。

(1) 地域活動支援センターⅠ型

医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を行う。ただし、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とする。

(2) 地域活動支援センターⅢ型

創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行う。

(センターの要件)

第4条 センターは、次の要件を満たすものとする。

(1) 法人格を有していること。

(2) 規模

10人以上の人員が利用できる規模とする。

(3) 設備

①創作的活動、生産活動の機会の提供及び社会との交流促振等を行なうことができるスペースが確保されているとともに、そのために必要な設備、備品及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備があること。

②便所が備え付けてあること。

(4) 従業者の配置

①地域活動支援センターⅠ型

3名以上（常勤換算後の人数。非常勤職員及び兼務職員の場合については、[当該職員の1週間の勤務時間]／[事業所で定めた1週間の勤務時間（通常は8時間×5日）]で換算）を配置し、うち2名以上を常勤、1名以上を専任とする。

②地域活動支援センターⅢ型

2名以上（①と同じ）を配置し、うち1名以上を常勤、1名以上を専任と

する。

(5) 運営規定

運営規定として次の事項を定めなければならない。

- ①施設の目的及び運営の方針
- ②従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③利用できる人員
- ④利用者に対して行なう支援の内容及び利用者から受領する費用の額
- ⑤施設の利用にあたっての留意事項
- ⑥非常災害対策
- ⑦虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑧その他施設の運営に関する重要事項

(センターの登録等)

第5条 センターの登録を受けようとするものは、あらかじめ市長に、地域活動支援センター事業者登録申請書（様式第1号。以下〔申請書〕という。）を提出するものとする。

2 市長は、前項の登録の申請があった場合において、前条に掲げる要件に照らして適当と認めるときはセンターの登録を行ない、地域活動支援センター事業者登録書（様式第2号）により通知するものとする。

3 前項の規定により登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、申請書及び添付書類に記載した内容について変更があったときは登録事業者変更届出書（様式第3号）により、又、センター事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、事業廃止・休止・再開届出書（様式第4号）により、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、登録事業者が次のいずれかに該当するときは、当該事業者に係る第2項の登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(1) 前条に掲げる要件を満たすことができなくなったとき、又は、この条の第5項に掲げる事項に違反したとき。

(2) 前号の場合のほか、センター事業を適正に実施することができなくなったとき。

5 登録事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 登録事業者は、センターの利用者との間に、本事業の利用に関する契約を締結しなければならない。

(2) 登録事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第79条第2項の規定により、センター事業を開始するときは、あらかじめ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第66条に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成25年串間市告示第21号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。